

令和2年10月定例教育委員会 会議録

10月定例教育委員会を令和2年10月30日（金）午後3時00分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 中村教育部長 矢野子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 古田文化スポーツ課長補佐 中村歴史まちづくり課長
伊藤主幹 長谷川指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
第24号議案 犬山市民展審査会規則の一部改正について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会について
 - (3) 青少年健全育成講演会について
 - (4) 犬山二十歳の集い2021の概要について
 - (5) 犬山市公の施設指定管理者選定審議会委員の委嘱について
 - (6) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (7) 令和3年度必要な人材確保に関する調査結果について
 - (8) 児童虐待防止推進月間について
 - (9) 11月・12月行事予定表について
 - (10) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

	開 会
教育長:	ただ今より10月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告

<p>教育長:</p>	<p>改めましてこんにちは。前半、選挙管理委員の皆さんとの懇談会、お疲れ様でございました。石田元市長は選管になられまして、何とか投票率を上げる策はないかということでいろいろ思案をされて、小中学生に主権者教育をしっかりとやって、選挙権を持つようになったら、選挙に出かけるようにという思いが強くて、学校現場に議員さんと呼んで、議員さんのお話を子ども達がじかに聞くと身近に感じて、選挙に行ってみようという子ども達を1人でも増やしたいという思いでの取り組みでありますので、何とかやれることはやりますができないことはできないものですから、きちっと言わなければいけないかなとは思っているのですが、学校現場を代弁いたしますと、最初に私が申し上げたように、中にはひょっとしたら、選挙運動をされる方がみえるのではないかという、もしそういうことが起こってしまったら、せっかくの取り組みもマイナスになってしまいますので、そんな危惧もあるわけでありましてけれども、今後どうなっていくか、また皆さん方と一緒に考えていきたいと思っております。</p> <p>さてコロナの関係でありますけれども、一昨日、今日の新聞でもご覧になられたと思っておりますけど、犬山市で3名の方が感染をされた。陽性になったということですが、その1名が中学生でありました。市のホームページ、そして学校のホームページには上げさせていただいたのですが、校名を公表することについては是非は当然ありますし、議会でもご指摘をいただきましたので、事務局の中でもいろいろ議論をしたのですが、現時点では、愛知県がその警戒レベルと申しますか、それを変更せずにそのまま来ておりますので、とりあえず現時点では当初の方針通り、小中学生に陽性が確認をされた場合については、個人情報には最大限の配慮はしますが、感染の拡大防止を最優先に考えるということで、今のところは校名を公表するという措置をとっております。今後また、国の動き県の動きを見ながら、また皆様方にもご議論をいただいて、公表の仕方については、再度ご検討いただく機会があると思っておりますので、その折にはまたよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>新しい委員の方も2名加えての、リフレッシュをいたしました教育委員会であります。活発なご議論をいただいて、犬山の教育のためにお力添えが賜れたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>では早速でありますけれども、要綱に沿ったところで会議を進めさせていただきたいと思っております。1、開会、2、教育長報告はとりあえずこれで一区切りします。今、前回の会議の議事録が回っていると思っておりますが、前回は9月ですので旧委員の方で回していただいて、ご署名をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
<p>教育長:</p>	<p style="text-align: center;">第24号議案</p> <p>第24号議案「犬山市民展審査会規則の一部改正」について、事務局お願ひします。</p>
<p>古田課長補</p>	<p>この案を提出いたしますのは、犬山市民展審査会の運営を円滑に行う</p>

佐：	ため、規則の一部を改正する必要があるからです。資料の3ページ、新旧対照表をご覧ください。第2条第2項の審査会の構成を、市民展の審査会が美術の部、文芸の部に分かれて、独立して開催している現状に合わせ、部、部門をそれぞれ設置することといたします。また、第3条で、審査会に部ごとに部会長を置くものとします。また、第4条においては、現行では会長及びその職務を代理するものが、存在しない場合の招集の規定がないため、改正後は教育委員会が招集するという規定を設けさせていただきます。以上、説明を終わります。
教育長：	今週の火曜日10月27日から、第66回になります犬山市民展が開催をされているわけですが、その市民展に出展をされた方々の審査をする審査会の規則の一部を改正するものであります。今、担当から、提案があった通りであります。これについてご意見ご質問がもしおありでしたらお伺いしたいと思います。枠組みを大きく美術と文芸に分けて、それぞれ9つの部門を大きく2つの枠組みに分類するという考え方です。よろしいでしょうか。特にご異論はないようです。 では、第24号議案「犬山市民展審査会規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。
各委員：	異議なし。
教育長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。
通信及び請願	
教育長：	通信及び請願はありますか。
事務局：	ありません。
協議・連絡	
教育長：	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
古田課長補佐：	資料No.1をご覧ください。期間は令和2年9月12日から10月15日承認分です。全7件のうち継続が4件、新規が3件となっております。また1枚めくっていただきますと、コロナの影響もございまして、変更、延期、中止の事業もございましたので、そちらの3件をご紹介します。以上です。
教育長：	はい。全部で7件ですね。そのうち新規が3件でございます。継続のものというのは、かつて後援名義を出したものでありまして、かつてにご議論をいただいて、後援を出すことに対してはOKということでありまして。特に新規のものであります。3番「犬山城謎解きウォークラリー」、4番「全国秋のウォークラリー大会」、それから6番「世歌勲・中井智彦プレシャスコンサート」。何かこれについてご意見ご質問おありでしょうか。特にないようですので、次に移りたいと思います。 「困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会」について、事務局お願いします。
古田課長補	資料No.2をご覧ください。「困難を抱えた子ども・若者支援のための

佐 :	<p>研修会」ということで、開催のご案内をさせていただきたいと思います。日時といたしましては、3日間開催をいたします。このテーマにつきましては、小学校・中学校・高校、それぞれの世代に合わせた形で講演をさせていただくということで、例年に引き続き、清長先生にご講演を賜りたいと思っております。また皆様方におかれましても、もしご関心等ございましたら、事前にお申し出いただければ、ぜひ聴講いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
教 育 長 :	<p>これは教育委員会が主催をするという形ですね。3日間それぞれ小中高と、子ども達を持つ保護者を対象にした研修会でありますけれども、講師としては清長先生。今、学校現場も随分お世話になっている方あります。これについて何かご意見ご質問はおありでしょうか。特によろしいですか。お認めをいただいたということで、予定通り実施をお願いしたいと思います。では次へいきます。</p> <p>それでは「青少年健全育成講演会」について、事務局お願いします。</p>
古田課長補佐 :	<p>続きまして資料No.3をご覧ください。令和2年度犬山市青少年健全育成講演会ということで、「いのちと性を考える」というテーマでご講演を賜りたいと思っております。日時につきましては11月26日で、今年度は東部中学校の2年生の皆様方を対象に、講演会を開催いたします。講師といたしましては、昨年度からの愛智律子先生をお願いしております。先ほどの講演会同様、委員の皆様におかれましては、お申し出いただければ、ご聴講いただきたいと思っておりますので、もしご関心ございましたら、文化スポーツ課の方までご連絡をお願いいたします。以上です。</p>
教 育 長 :	<p>これも犬山市教育委員会と犬山市立東部中学校が主催をする会であります。東部中学校の2年生を対象にした「いのちと性を考える講演会」。講師として、愛智律子先生がお話をしていただけるようであります。対象は東部中の2年生に限るわけではありますが、教育委員さんのご希望があるようでしたら、また、お知らせをいただきたいと思っておりますけれども、これについてご意見ご質問おありでしょうか。特にないということで、お認めいただいたものとして、予定通りお進めいただきたいと思っております。では次へいきます。</p> <p>「犬山二十歳の集い2021の概要」について、事務局お願いします。</p>
古田課長補佐 :	<p>資料No.4をご覧ください。来年1月に開催いたします二十歳の集いの概要をまとめさせていただきました。今年度につきましては、新型コロナウイルスの関係もございまして、例年と少し方法を変えて開催を予定しております。大きくは、まず二部制にいたしております。第1部ということで南部東部地区の方、第2部ということで犬山城東地区の方ということで、時間をずらして開催をいたします。また、開催会場につきましても、犬山市民会館は定員1200名超でございますが、50%ほどの収容を予定しております。もしこちらの方の会場がいっぱいである等々の事情があれば、南部公民館の講堂を使うということも予定はして</p>

	<p>おります。また変更点といたしましては、例年ですと当日参加申し込みですが、今年につきましては、事前にお申し込みをいただく。さらに席についても、指定席でお座りいただくというような配慮をしつつ、開催を進めて参りたいと考えております。以上で報告を終わります。</p>
教育長:	<p>ここにもコロナの影響が出ているわけでありまして、会場もかつては犬山ホテルを借りてやっていた関係があって、去年は市民文化会館、全部集まってやりましたね。今回、コロナの関係がありますから、密集、密閉、密接を防ぐために、基本的には犬山市民文化会館で、会場が足りないようであれば南部公民館も含めて、午後12時15分から、14時45分からの二部制に分けて、南中東中地区、犬中城中地区で行われるということになります。これについて何かご意見ご質問おありでしょうか。</p>
教育長職務代理者:	<p>二部制ということで出入りする時に、イメージとして、会場内ではなかなか話ができなくて、終わって外に出たところに、大勢の人が集まってしまうのではという懸念があります。人の整理を上手にするところを、気をつけていただきたいと思います。</p>
教育長:	<p>1部の子ども達が退場し2部の子ども達が入場する時に、その辺りが重ならないように、上手に交通整理ができるようにというご意見だったと思いますので、また実行委員の方にお伝えいただきたいと思います。</p>
古田課長補佐:	<p>はい。ありがとうございます。</p>
教育長:	<p>他はどうでしょうか。ちょうどこの時期あちらこちらで会が行われますが、犬山のこの集いは、非常に厳粛に、犬山の子らしく会を進めてくれておりますので、あまりよくない面で取り上げられる地区とはちょっと雰囲気違って、さすがに犬山だなということは感じさせてくれる会だと思います。ご意見ご質問よろしいですか。はい。ありがとうございます。このような形で今進んでおりますので、また後押しをよろしくお願ひしたいと思います。次へいきます。</p> <p>「犬山市公の施設指定管理者選定審議会委員の委嘱」について、事務局お願いします</p>
古田課長補佐:	<p>資料No.5をご覧ください。こちらにつきましては、羽黒にございます羽黒中央公園、市の体育館とか人口芝のグラウンドがある公園ですけれども、あちらの方の管理が現在、指定管理者という民間事業者が行っております。ちょうど管理期間が来年3月31日で満了を迎えることに伴いまして、新たな事業者を選定するという事で、この審議会の委員を設置いたしました。委員の皆様につきましては、こちらに名簿を載せさせていただきました5名の方々に構成し、現在、指定管理者の募集を始めております。10月14日から始まりまして、申し込みが12月7日までという形で、応募がございました内容、提案をもとに、審議会のほうで審査をいただき、最終的には市議会の決定を踏まえ、管理者を決定し</p>

	ていくというような流れで、新たな事業者選定を進めているところでございます。報告は以上です。
教育長：	通称ハグスポというところですね。指定管理制度で資料の裏側を見ていただきますと、指定管理料が上限553,685,000円という高額な額でありますけれども、指定管理によって、ハグスポの管理をしていただくということでもあります。こういった業者を選定するための審議会として、こういう方々にお願いをしたいということでもあります。これにつきまして、ご意見ご質問がもしあるようでしたらお伺いしたいと思います。これで2回目になりますね。前回の審議会委員の方はいらっしゃいますか。
古田課長補佐：	名古屋経済部学長は前回も委員をお務めいただきましたけれども、他の方につきましては初めてです。
教育長：	わかりました。いろいろなことを総合的に考えて、こういった方々にお願いしたいということですね。他にどうでしょう。よろしいですか。お認めいただいたということで理解をしたいと思います。ありがとうございました。では次へ行きます。 「令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定」について、事務局お願いします。
長瀬課長：	資料No.6をご覧ください。1枚めくっていただきますと認定者数の一覧表になります。今回申請者は5名、内、認定者が5名。児童生徒数については11名となっています。小学校の認定者が229名、中学校が158名となりまして、合計が387人ということでご報告させていただきます。説明は以上です。
教育長：	新たに5名の方が申請をされ、5名全てが認定をされたということで、対象の児童生徒は11名であります。総数としては今、長瀬課長が申し上げた通りであります。これについてご意見ご質問おありでしょうか。
田中委員：	毎回、新たな申請者、認定者をご報告いただいている通りですが、コロナ禍の経済的な影響は、今のところいかがですか。出だしていたりとか或いは学校で、経済的な影響で何か問題というか、何かそういう話が出ているという状況はありますか。
長瀬課長：	特に窓口には相談はないようですが、やはり学校の方には相談があるかもしれませんけれども、実は給食費を値上げをさせていただいた関係で、準要保護の方の所得基準については、去年が1.3倍で、今年から1.4倍で、0.1倍ですけど、対象者を拡充したということになっていますので、ちなみに去年の10月時点は363人でしたが、今年については387人で24人増えていますので、拡充した関係で、申請が増えているので、相談もあまりないのかなという感じです。
田中委員：	むしろその所得基準が下がったというところで、影響が出ているということですね。

長瀬課長:	そうだと思います。
教育長:	まだ、その影響が大きく出ているというような状況ではないようでありませけれども、おそらく令和3年度の年度当初の申請者の数は、はるかに予想を超える数になってくるのではないかなというところは心配しているところです。
田中委員:	今年度の申請は、あくまでも昨年の所得だけなんですか。
長瀬課長:	申請は書類だけで、所得は税務課の方の所得を見させていただくので、もし無申告の方があれば、申告をお願いするということはありますけれども、基本は所得を確認するものは出していただけてないです。
田中委員:	急変した場合の制度ではないんですよね。
長瀬課長:	急変した場合はご相談いただいて、こちらで状況判断させていただきます。今のところそういう対象になるケースは、あまりないです。
教育長:	本当に困っている方には、援助の手を伸ばさなければいけないです。
堀委員:	これとはちょっと違いますけれども、保育園の未満児の保育料は同じように前年度の所得で決まりますので、この点は一緒だと思いました。コロナの影響で、実際にお給料がもらえないから、保育料の支払いが滞るといってお家はありますか。
子ども・子育て監:	そうですね。今すぐにお答えはできませんけれども、そこのあたりもちょっと確かめでおかないといけないと思っています。
堀委員:	以前カヤバかどこかが、急に外国人の方にやめていただくようになった時に、ちょうどそこにお勤めの外国の方が、お給料がもらえなくなったから保育料が払えないということがあったので、今ちょっとそんなことを思いました。
子ども・子育て監:	気をつけて、注視して参ります。ありがとうございました。
教育長:	ひょっとしたら今後そういう家庭が出てくる可能性があるということですね。他にどうですか。ないようですので、次へいきます。 「令和3年度必要な人材確保に関する調査結果」について、事務局お願いします。
神谷主幹:	No.7の資料をご覧ください。これは昨年度も行ったものですが、既存の人材についてその有効性を、新規の人材の必要性を5段階で校長が判断をしております。ですから、横の計は14になります。一校長というよりは、市内の校長として、小でも中でも、犬山市として必要なものはどれかというふうに尋ねたものです。必要感が見える化して、これをもとに予算要望していこうというものです。いくつか紹介します。11番、12番、17番、19番の必要感が高くなっています。まさしく特別な支援が必要な子ども達への手当に、学校が困っているということがわかるのではないかと思います。ご意見もいただいております。給食の指導をする学校栄養教諭の県からの配置は、児童生徒数に応じて、550人を超えていると1人配置されるという基準があります

	<p>が、それを割る学校が増えてきているので、犬山市に割り当てられる県からの人材が減ってきています。その分を今年度は1人、市で賄ったわけですが、来年度は難しそうな状況です。つまりは兼務をしていく学校栄養教諭が増えていくということになります。致し方ないことかなと思っ てはいますけども、そういったところを今年度体験した学校が、少し苦しいのではないかという苦言を述べてきてるようです。以上です。</p>
教 育 長:	<p>学校現場の校長の考えであります。ちょっと今、神谷さんの方が遠慮して言わなかったのですけれども、1番の主幹指導室長は、14名の校長のうち11名が必要としているということでもありますので、これは今後も継続していくということを強く思っているところです。これにつきまして何かご意見ご質問おありでしょうか。特に学校現場の数はそれほどですが、27番をご覧くださいますと、市費の指導主事というのがあります。現在、県費の指導主事が2人おりますが、あまりにも仕事が多過ぎるということで、特に犬山独自で進めていく教育政策を推進するためには、もう1人どうしても必要だということで、これは市長のほうも、必要ならば配置をしたいというような強い思いを持っていただいておりますので、学校現場はそう限ってないんですけれども、教育委員会の事務局の中では、これはどうしても必要だということで、1名何とか増員を市費で配置していただくようお願いをしていく予定であります。そんなことをちょっと申し上げておきたいと思えます。何かこれについてご意見ご質問おありでしょうか。</p>
田中委員:	<p>去年もそうでしたけど、これはすごく良い行政調査だということを感じていて、非常にわかりやすいですし、財政の効率的な効果的な使い方を判断できますし、現場のニーズに応じたものというのは、おそらく議会や市長部局に対して財政要求する非常に強い、合理的な根拠になるので、いいなあと思っているところですけど、一方で、どの項目も具体的にはどういうことなんだという関心がすごくあって、先ほどご説明のところ、各学校として必要かどうかというよりも、犬山市としてどうかということ、そこが伺いたかったので、うちの小学校はいらないから1とか、そういう観点ではないということですね。それで自由記述のところ、有用性の高い評価も、どうして必要かということはすごく気になるのですが、やはり有用性として低い評価になっているものについて、どうしてその必要性をあまり感じてないのかということ、必ず書いてもらうことにはなっていないですかね。仮に1とか2の場合、どうしてそういう選択をしたのか、記述を必ず書いてもらうとか、その理由がすごく知りたいと思いました。必ずしも書かれているわけではないので、どういうことなんだろうなど。例えば未来塾も、必要感が低くなっていますけど、こういう制度はシステムとしては有効だけでも、例えば人の問題なのか何の問題なのかとか、校長先生方のそれぞれどういう根拠で、こういうふうにしてらっしゃるのかということがすごく知りたいと思ひまして、もし分かれば教えていただきたいということと、あ</p>

	<p>とは、地域学校協働本部コーディネーターもそうですけど、国の政策から始まって、学校現場で地域的な繋がりがあるなしに関わらずこういうのがあって、そこの整合性の問題とか、なかなかうまく回していくのは難しい。必要だけど現実的には難しいという意味なのか、そもそもこういうものはいらないということの、「1」が4名ということなのかとか。これもかなり地域によって相当違うと思いますね。地域性の違いで。どういうところでこういうふうに思われているのかなというところで、もし補足で分かれば教えていただきたいです。あと、やはり学校栄養教諭の問題が多かったという話であったりとか、理科の指導において、市費非常勤の方がいらっしゃることも有効だと。このコロナウイルス感染症対策の、要は人手が必要だということでも有効だと。そうすると、これは理科以外の技術家庭とか、何か道具を使ったり教室でいろいろ使ったりという教科によって、理科に限らずこういう要望が出ているというところと言うと、校長からのアンケートだけでももちろんいいと思うのですが、例えば教頭先生とか、教務主任とか一般の先生とか、もちろん集約するのも大変ですので実際は難しいかもしれませんが、ただ、そういう現場のニーズということと言うと、校長先生以外の先生の見解も参考意見としてあると、データとして納得できるなと思いました。細かいニーズの把握というところを、今後もできることがあったらやっていただけるとすごく見やすいと思いました。以上です。</p>
<p>神谷主幹：</p>	<p>必要感の低い項目にチェックが多いところに関しての理由を聞くというのは、早速次回から、この部分に関しては理由も説明してくださいということをお願いしたいと思います。この表にはないですが、そういったことは実は聞き取りはしています。でも、ここにまとめていくのがいいというように聞かせてもらいました。例えば20番の司書、22番のゆうゆう、23、24の部活動指導員、地域未来塾。これらは、私どもとしては、上の方に上げていきたいと思っていますところですが、またそのように行っているのですが、それが伝わっていないということなので、目的がうまく伝えきれていない。或いは、学校がうまく運用できるような当て方ができていない。そういうふうに感じています。それから2点目の学校栄養職員のことに関しては、これは先ほど申し上げましたように、必要感はやはりあるようです。ただ、学校の中で人材は無尽蔵ではないので、学校の中でも業務が過多となっている部分もあるので、学校栄養教諭栄養職員の業務の整理も進めてくださいとお願いをしているところです。これはそのものばかりではなく、教員みんな同じですけれども。それから3点目の他の立場のものの要望というのは、実は予算要望に関わる資料はこれだけではなく、校長会独自が作る校長会の予算要望書というものがあります。その中には事務職員が作ったもの、栄養教諭が作ったもの、養護教諭が作ったもの、そして一般教諭と校長が交えて作ったもので、大変膨大な資料が出てきています。その中には、いろんなものも出てくるようになっていきます。そちらの方とこれ</p>

	を2つ合わせて使っているという形です。以上です。
教育長:	1例を言いますとゆうゆうの指導員、これに「5」をつけている校長がお2人みえるんですが、この2人は多分実際に子どもがゆうゆうに通っている学校の校長でありまして、ゆうゆうに通ってない子どもの学校の校長先生は、その有難みが今のところ実感できていないという印象を持つ状況です。なかなかどの学校にもすべて同じように、そういった人員が配置されているわけではないものですから、たとえ自分の学校ではなくても市全体として考えてくれと言っても、その辺りやはり多少、温度差があるなということがあります。今、田中委員からいろんなご意見がありましたが、例えば、「1」「2」の場合については一言、何かその理由を書きただけのような方法は、次年度ぜひ取っていただけたいと思います。今回はこれでもう調査が終わっているということでご理解いただいて、次年度以降の調査には、今、いただいたご意見を参考にしたいと思います。他にどうでしょう。
小倉委員:	ご意見欄の3番に、スクールサポーターさんが新しく違う方になって大変助かると書いてあるのですが、どういう方達がスクールサポーターをされているのか教えてほしいです。
神谷主幹:	新型コロナウイルスの関係で、学校の業務が過多となっていて、消毒、トイレ清掃など、教員、子どもにやらせるのは時間的にも少し難しいということで、人材を派遣して補助が出るということがわかりましたので、各学校に配置しました。規定があって、何クラス以上というのがあるので、今井小と栗栖小には送れませんでした。それ以外の12校には1人ずつ、8月からスタートして10月下旬までには送り込むことができました。その方達はハローワークを通じて、こういう条件ですが働いていただけませんかと募集をしました。順番に応募されて、採用して配置していきました。1時から5時15分までの時間しか勤められないので、子ども達がいる時にも使っていないところから順番に消毒をしたりしています。ここでシルバーさんと言っているのは、清掃活動等を年間通じて派遣して、作業していただいている方達のことです。
教育長:	他によろしいですか。特にないようであります。では次へ行きます。「児童虐待防止推進月間」について、事務局お願いします。
伊藤主幹:	資料のNo.8をご覧ください。厚生労働省では毎年11月を児童虐待防止推進月間と定めています。犬山市におきましてもオレンジリボンキャンペーンと題して、広報啓発活動を予定しています。その一環として、今年も、今お手元にオレンジリボンの啓発物品をお渡しさせていただきましたが、皆様におかれましても、期間中オレンジリボンを着用いただき、広報啓発活動をお願いしたいと思っております。オレンジリボンキャンペーンの主な取り組み内容としましては、1つ目にオレンジリボンの作成配布ということで、今年も約2,800個を地域活動クラブの方に作成いただきましたので、職員、小中学校や未来の職員、民生委員児

	<p>童委員の方々などに配布していきたいと思っております。2点目に横断幕の設置ということで、11月中は庁舎内の2階市民開放スペースの転落防止柵に設置し、広報啓発をしていきたいと思っております。3点目に児童虐待に関心を持っていただくために、児童虐待のパネル展を市役所1階ロビーにて実施します。期間は11月24日から11月30日までとなっております。この他、市のホームページや市の広報等で周知、あとは市内子ども未来園等を対象とした児童虐待防止講習会の実施も予定しております。期間中は児童虐待の撲滅に向け、集中的な広報啓発に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。</p>
教育長:	<p>委員の皆さん方の机の上に、これが配布されておりますので、少なくともこの11月期間はこのオレンジボンをつけて、啓発活動を行っていただきたいということですね。ぜひ教育委員会としても、この活動に全面的に協力して参りたいと思っております。何かご意見ご質問があるようでしたらお願いします。はい。ありがとうございます。お認めをいただいたものとして、理解をします。</p> <p>では、次に「11月、12月の行事予定表」についてお願いします。</p>
長谷川主事:	<p>資料No.9をご覧ください。11月12月の行事計画表です。まず11月ですが、学校訪問、中学校中間テスト、小学校修学旅行、それから中学校の合唱発表会等が行事で入っております。学校訪問は、16日月曜日の城東小学校が今年度最終となっております。小学校修学旅行につきましては、25日水曜日、東小学校の修学旅行が最終となっております。同じく25日水曜日、11月の定例教育委員会が予定されております。12月をご覧ください。12月中旬に、幼稚園、子ども未来園の生活発表会が入っております。それから23日水曜日ですが、小中学校の授業終了給食終了日となっております。同じく23日水曜日、幼稚園の2学期終業式となっております。同じ日ですが、12月の定例教育委員会が予定されております。以上です。</p>
教育長:	<p>11月、12月、このような行事予定であります、何かご質問ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。</p>
教育長職務代理者:	<p>コロナの影響で授業が夏休みに移動したり、縮小したり、今現在でも5時間授業を6時間にしたりというような措置を行っていると思いますが、冬休みに関しての影響とこれまでの授業の進み段階というのが、今わかる範囲で何かあれば教えていただきたいと思っております。</p>
長谷川主事:	<p>調査の方は小中学校全学年ではないのですが、先日、中3を対象に教育課程の進み具合、授業の進み具合の調査をいたしました。今のところ特にこの後、特に10日程度の臨時休業等が入ってこなければ、何とか予定通り進めそうだというような回答をいただいておりますので、今のところ休業が入ってこない限りは大丈夫だという予定になっておりますので、冬季休業に授業日を設けるという計画はございません。</p>

<p>教育長:</p>	<p>これについては当初、前期が終了するまでに予定通り終わらなければ、冬休みがなくなるかもしれないよと言ってあるので、それぞれの学校がカリキュラムの組み直しをしまして、例えば、発展学習で2時間3時間を組まなければいけないのを1時間程度にするとか、こういう工夫をしていただいて、何とかコロナの影響がないような年度当初の予定通りに物事が今、進んできてるのかなという状況だと思います。何か他によろしいでしょうか。ないようですので次へいきます。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生まれも育ちも違う子ども達が、一つの教室で共同生活をするわけなので、もめごとがない方が本当はおかしい。でも、そうやって子ども達は成長していくわけだが、そういった子ども達たちの揉め事にいち早く気が付いて、いち早く指導の手が差し伸べられれば、おそらく、そういった人間関係がこじれて行く前に、良好な関係が築いていけるのではと思う。小さなことも見逃さないことが大事である。 ・いじめを起こさないために、例えば、画鋲がいけないなら画鋲を片付ける、物を取られるなら学校が預かるというだけでは、根本的な解決にはなっていないと思う。 ・後手に回らぬように、先手が打てることは打って、予防に努めていくことも大事だ。 ・いじめのきっかけになるから、あだ名で呼ぶことを禁止した学校があるとワイドショーでやっていた。あだ名全面禁止も違うし、好き勝手に呼ぶというのも違う。身近な題材を道徳教育で取り上げ、守らせるのではなく、自分達のルールは自分達で作らせるというようなことも必要で、これは主権者教育でもあり道徳教育でもあると思う。道徳教育は、教科書だけでなく柔軟に先生方が積極的に活動していただけるといいと思う。
<p>長瀬課長:</p>	<p>本日追加で2件、机上に資料を配らせていただいておりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>教育長:</p>	<p>「令和3年度幼稚園・子ども未来園・小中学校儀式等の日程」について、事務局をお願いします。</p>
<p>長谷川主事:</p>	<p>県の教育長会で出された案を元に、犬山市立学校管理規則に従いまして、別紙のように、儀式等の日程について提案の方させていただきます。よろしくお願いたします。以上です。</p>
<p>教育長:</p>	<p>基本的には学校管理規則に則っているわけではありますが、学校管理規則でいきますと夏休みのスタートが21日からになっていきますが、これだと7月16日金曜日が授業終了ということでもありますので、もう翌日17日土曜日から休みに入っていくわけでもありますけれども、21日か</p>

	<p>らのスタートになると20日火曜日だけ出てくることになるわけです。だからできればもう1日早めて、16日金曜日に休み前の授業を終了して、実質17日からずっと夏休みに入っていくというような案であります。結局、17、18、19と3連休があつて、1日学校へ出てきて、明日から夏休みというスタイルもあるのですが、この案のほうですっきりしているということで、学校管理規則を変えるのではなくて、一応学校管理規則はこうなっているけれども、教育委員会の皆さんの合意が得られれば、こういう形で夏休みのスタートを一日早めたいということです。何かご意見ご質問ございませんか。</p>
小倉委員:	<p>小学校が7月16日に終わるに対して、幼稚園が7月20日まで幼稚園に行くことになっているのは、何か保育園に合わせるためですか。</p>
伊藤主幹:	<p>子ども未来園のほうは夏休みがないですけれども、未来園に通っている1号認定のお子様に関しては夏休みがありますので、その保育園に通っている1号認定のお子さんと幼稚園のお子さんと合わせるといところで20日に設定しているといところと、あとは幼稚園の年間保育日数のところも、数を数えてこの日程で組んでおります。</p>
教育長:	<p>そんな理由があるということでありまして。普通どう考えていいか、いろんな考え方があると思いますけど。小中学生が早く休んで、幼稚園が1日余分にやっているとおっしゃられる方も中にはお見えになるかもしれませんが、おそらく休みが1日早くなったからといって、学校は完全に休みではなくて、登校させて指導に充てていくと思います。どうですか。よろしいですかね。こんな考え方で令和3年度の前期後期、進めたいということでありまして。特にご異論がないようでありまして、とりあえず定例教ではこういった形でお認めをいただいたということで、また今後何かの機会に変更せざるを得ない状況があるかもしれませんが、その時はまたご協議をいただきたいと思ひます。</p> <p>では続いて、「ギガスクール関係工程表」について、事務局お願いします。</p>
長瀬課長:	<p>先月の定例教でお話をさせていただきましたが、10月6日に臨時議会を開いていただきまして、資料の項目の内容の欄にありますように、端末の調達関係を審議していただきました。端末については5,918台、児童生徒の分になります。それでデジタル教科書については、先生用の指導用のデジタル教科書を導入します。また、ギガスクールの授業に合わせまして、大型提示装置モニターを購入するということで、14校合わせて242台を購入する予定です。この3つについて、10月16日の臨時議会で補正予算が認められました。工程表については各々入札等の関係で、この予定でいきたいと思ひています。年度末までに、端末及びデジタル教科書の設定、それからモニターの購入を予定します。2番のネットワーク工事については、令和元年度の補正で予算を組ませていただいて、繰り越しをしているものになります。ネットワーク工事については、本来もう少し早くやるべきだったのですが、4月5月学校</p>

	<p>がコロナの臨時休業をしていた関係もありまして、この時期になってしまいました。こちらについても、今、入札の手続きをしまして年度末までに14校全部終わる予定です。3番は議会関係、4番のICT委員会という委員会については7月に一度開いておりますが、もう1回2月に、ギガスクールのマニュアル等を整備するために開く予定をしますので、ご承知おきをください。説明は以上になります。</p>
教育長:	<p>当初は3年計画でということでありましたが、国が一気にこのコロナの中で、本年度末に、全部の小中学生にということでしたので、計画を変更しながら今、こんなことで進んでいるようであります。何かこれについてご意見ご質問おありでしょうか。</p>
教育長職務代理者:	<p>実際に生徒達が手にして運用するというのは、だいたいどれぐらいの時期になりますか。</p>
長瀬課長:	<p>実際は端末を納入していただいてから、設定等に時間がちょっとかかりますので、納品は2月26日までにしていただく予定ですがけれども、実際動かすのは、令和3年度からということになると思います。</p>
教育長職務代理者:	<p>保守についてはリース契約の中に入っているのでしょうか。例えばウイルスが入ったり壊れたり、そういった部分ですが。</p>
長瀬課長:	<p>基本的にここの内容欄の端末の下に維持60ヶ月と書いてあるところになります。購入ではなくて、リース契約を5年間ということとさせていただきます。その中で、今おっしゃったようなウイルス対策であるとか、フィルタリング、要はネットで一定のものは見られないようにしたりとか、そういう設定費用をリースの中でお支払いをする予定にしています。</p>
教育長:	<p>他にどうでしょうか。</p>
田中委員:	<p>参考までにお教えいただきたいのですが、それぞれの金額は、国庫補助との割合はどういう金額なのかということと、デジタル教科書というのは、端末1台ごと、児童生徒1人ごとに値段がかかってくるのか、どういう支払いになるのか。要はそのあとは、ランニングコストというかリースというか、ずっと毎月払っていくものなのか、一括で買い上げるという金額なのか、どういう感じですか。</p>
長瀬課長:	<p>端末については、5,918台という台数は、令和2年5月1日の児童生徒数で計算しています。そのうち、3分の2の約3,900台については国から45,000円の補助が来ます。端末の整備費は、国から補助が来る分を抜いた、市が持たなくてはいけない3分の1台分の端末のリース代金になります。設定とそれから先ほどお話した維持費60ヶ月分については、5,918台分の費用になっています。45,000円の国から来る端末リース代は直接リース会社さんに払うので、ここには載せていません。デジタル教科書については、1校1ライセンスという考えのもと、計算をさせていただいて、全教科入れるようにしています。更新については、令和6年度に小学校、令和7年度に中学校と聞</p>

	<p>いていますので、一度購入をすると、その間までは費用が発生しないと聞いています。これは指導用なので、子ども用は国が来年度以降、デジタル教科書の補助を予定しているようなので、こちらの方で検討をしていく予定です。</p>
教育長：	<p>先日新聞に「デジタル教科書国負担へ、小学から中学まで」と載っておりまして。他にどうでしょうか。</p>
教育長職務代理者：	<p>2つありまして、大型の提示装置というのは1クラス1台ですか。少人数のクラスになった場合の分はどうでしょうかということが1つと、もう1つが、この1人1台端末ということですが、学校に来ていない不登校の子達に対して、自宅で貸出しを行って、学校と繋げることができるのかどうかということ、教えていただきたいです。</p>
長瀬課長：	<p>モニターについては、学校に調査をしまして、今、既存のものがあります。既存のものは、使っていただくということで考えていて、今おっしゃった普通教室、特別教室も含めて、全教室に1台ずつ置き、足りない分を教えてくださいというふうにお聞きをしていますので、少人数のところにも入ると思っています。</p>
神谷主幹：	<p>不登校の子の話は、1人1台渡すということなので、家庭に持って帰らせてやります。Wi-Fiはこちらでは持ちませんので、ご自宅でWi-Fi環境があれば、ネット環境を使いながらの指導はできます。Wi-Fiがない場合でも、一度学校に持ってきて、そこでデータを入れて、家で持って帰って学習などはできると思っています。</p>
田中委員：	<p>すみません。例えば端末を破損した場合どうなるのかとか、或いはまた別途保険費用が必要とか、そういうことはないですか。</p>
長瀬課長：	<p>保険もこのリース中に入っています、1年以内はメーカー保証がありますので、故障等した場合は交換をできると考えています、2年目以降もこのリース料の中で保険をかけていきますので、それに対応するんですが、故意に壊したとか、そういう場合については、ちょっと検討中です。</p>
田中委員：	<p>現実的に、どういうことが全国で起こるんだという感じです。家へ持って帰るんですもんね。</p>
長瀬課長：	<p>端末も、今のノートパソコンより軽いものにする予定なんですけど、毎日行き帰り約1kgのものを持っていくというのはなかなか辛いかなということで、今朝も打合せをしましたが、週末だけにするとか考えていますけど。</p>
田中委員：	<p>長期休業中とか、学年にもよりますね。低学年に持たせるのはちょっとどうかと思いますけど。</p>
長瀬課長：	<p>先々週ぐらいに、新聞に要は紙ベースのお知らせが多すぎて保護者が見ないという記事が載っていて、できればPDF化して、そういうものはその端末に入れて、見てくださいという感じにすると、ペーパーレスになるし、家へ持って帰って有効に使っていただくことにもなると思う</p>

	ので、その辺も考えなくてはいけないと思っています。
田中委員	子どもが学校にスマホを持ってきてはいけないというのは、確かに必要がないからというのがあるとは思いますけど、その年齢に合っていない高価さとか、要は物を壊しやすい発達段階なわけですから、或いはふざけてランドセルを後ろから思いっきりハイキックされるとか、簡単にタブレットは割れてしまいますよね。でもそれで物を壊した時、子どもの責任とか、持たせる方の責任というのはやはり出てくるわけで、そういうのが、実際始まったらどうなるのかなというのをちょっと想像しながら、やってみてという感じでしょうか。
教育長職務 代理者：	先日実際にギガスクール用のものを何台か見てきました。通常のノートパソコンとは違って、角がかなり丸く取られていたり、堅牢性というものはかなり強化したものになっているので、そういった部分では、大人が使っているようなパソコンのイメージよりは多少はいいです。ただし、今現状使っている学校の話を知ると、やっぱり1年生というのは、持ち運びの仕方から、かばんの入れ方からという指導から始めなくてはいけないので、それが余分になってくるので、その辺りはいろいろと検討としていかななくてはいけないと思いました。
教育長：	ここでの議論もあるのですが、学校現場がどう考えているかということもやはり大事でありますので、今の段階で持ち帰るとか、週末だけ持ち帰るということではなくて、今後期間がありますので、学校現場の意見を聞きながら、教育委員会としてはこれが望ましいよと。ただし、現実的にはやはりそれぞれの学校の意見は無視するわけにはいかないものですからね。また、この場でご協議をいただくことになるとは思います。他にどうですか。ありがとうございました。もう、協議連絡事項はいいですか。
中村部長：	1件、報告を文化スポーツからさせていただきます。
古田課長補 佐：	先ほどの行事予定にもございましたが、11月3日に犬山市民展の表彰式に引き続き、犬山市スポーツ賞の表彰式というものが行われます。この表彰の受賞の概要等について少しご説明をさせていただきたいとします。まず始めに9時半から、犬山市民展の方の表彰式を開催いたします。今年度については、文芸の部で120名、芸術の部で56名の方が受賞されますが、例年ですと、小中学生の方も会場に来ていただくわけですが、やはり会場内の密を避けるということもございまして、小中学生の方については、各学校から表彰状等を授与させていただくという形にさせていただいて、開催をさせていただきたいと思っております。こちらが1時間の予定で開催いたします。その後ですけれども、受賞者の方が入れ替わりまして、11時15分から犬山市スポーツ賞ということで表彰式を開催いたします。こちらにつきましては、令和元年度におきまして、国際大会ですとか、国内の全国大会等々で優秀な成績を収められた方を、毎年1回表彰しますが、例年ですと6月に開催をし

	<p>ておりましたが、今年度については延期をいたしまして、この11月3日に開催をするというものでございます。受賞者につきましては、総勢36名の個人の方と1団体。賞は3つに分かれておりました、国際大会等でご活躍された方が5名。全国大会等に出場された方、東海大会に出場された方が26名1団体。奨励賞といたしまして、今年度は全国大会に出場する予定だったけれども、コロナの影響でその大会がなくなってしまったという方もいらっしゃいますので、そういった方を5名、奨励賞として表彰をさせていただきます。当日につきましては、そのうち25名の方にご出席いただいて表彰いたしますが、来賓といたしまして、本日お見えになっていらっしゃる委員の奥村委員、堀委員、渡邊委員にもご臨席賜ることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。以上で終わります。</p>
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	○特になし
	その他
教育長:	何かありませんか。
事務局:	ありません。
	閉会
教育長:	これもちまして、10月定例教育委員会を終了(16:25)させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 11月25日(水) 13:30 401会議室